

子ども医療費助成事業市町村別実施状況（令和6年7月診療分～）

資格証区分	《未就学児》（乳）				《小中学生》 学					《高校生》（高）						
対象者	出生の日から満6歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にあるもの				満6歳に達する日以後における最初の4月1日から満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にあるもの					満15歳に達する日以後における最初の4月1日から満18歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にあるもの						
	公費負担者番号	一部自己負担		食事療養費助成	公費負担者番号	一部負担金			食事療養費助成	公費負担者番号	一部自己負担			食事療養費助成		
		入院・通院				入院	通院	入院			通院					
		負担なし	助成あり								助成なし	負担なし	負担あり		負担なし	助成あり
大分市	83.44.901.7	○		○	83.44.801.9	○	○			○	83.44.701.1	○	○			○
					83.44.851.4	○		○		○						○
別府市	83.44.902.5	○		○	83.44.802.7	○		○		○	83.44.702.9	○	○			○
					83.44.852.2	○	○			○						○
中津市	83.44.903.3	○		○	83.44.803.5	○	○			○	83.44.703.7	○	○			○
日田市	83.44.904.1	○		○	83.44.804.3	○		*○		○	—					
佐伯市	83.44.905.8	○		○	83.44.805.0	○		○		○	83.44.705.2	○		○		○
臼杵市	83.44.906.6	○		○	83.44.806.8	○		○		○	83.44.706.0	○		○		○
津久見市	83.44.907.4	○	○		83.44.807.6	○		○	○		83.44.707.8	○		○	○	
竹田市	83.44.908.2	○	○		83.44.808.4	○		○	○		83.44.708.6	○		○	○	
豊後高田市	83.44.909.0	○	○		83.44.809.2	○		○	○		83.44.709.4	○		○	○	
杵築市	83.44.910.8	○		○	83.44.810.0	○		○		○	83.44.710.2	○		○		○
宇佐市	83.44.911.6	○		○	83.44.811.8	○	○			○	83.44.711.0	○	○			○
豊後大野市	83.44.936.3	○		○	83.44.836.5	○		○		○	83.44.736.7	○				○
由布市	83.44.925.6	○		○	83.44.825.8	○		○		○	83.44.725.0	○		○		○
国東市	83.44.917.3	○	○		83.44.817.5	○		○	○		83.44.717.7	○		○	○	
姫島村	83.44.916.5	○		○	83.44.816.7	○		○		○	83.44.716.9	○		○		○
日出町	83.44.920.7	○		○	83.44.820.9	○	○			○	83.44.720.1	○	○			○
九重町	83.44.946.2	○		○	83.44.846.4	○		○		○	83.44.746.6	○				○
玖珠町	83.44.947.0	○		○	83.44.847.2	○		○		○	83.44.747.4	○		○		○

※ 日田市の小中学生通院については、日田市内の医療機関等（令和6年3月診療分まで）

- 【変更箇所】 H29.04.01～ 由布市（小中学生公費番号83441253廃止 → 83448258 通院が助成対象へ）
H29.06.01～ 日出町・玖珠町（小中学生通院が助成対象へ）
H29.07.01～ 津久見市（小中学生通院が助成対象へ）
H29.09.01～ 杵築市（小中学生通院が助成対象へ）
H29.10.01～ 大分市（小中学生公費番号83441014廃止 → 83448019 入院一部負担金なしへ）
H30.04.01～ 竹田市・豊後高田市・豊後大野市（小中学生が助成対象へ）
豊後高田市・由布市（高校生が助成対象へ）
H30.6.01～ 国東市（未就学児公費番号83449173 食事療養費が助成対象へ）
（小中学生公費番号83448175 通院及び食事療養費が助成対象へ）
（高校生公費番号83447177 入院及び食事療養費が助成対象へ）
R01.07～ 中津市・宇佐市（小中学生通院が助成対象へ）医療機関毎に1日500円/月4回まで（500円に満たない時はその額）調剤分は0円
R01.10.01～ 九重町（小中学生通院が助成対象へ）
R02.10.01～ 大分市・別府市（市町村民税非課税世帯の小中学生通院が助成対象へ）
R03.10.01～ 宇佐市（83.44.711.0高校生が助成対象へ）医療機関毎に1日500円/月4回まで（500円に満たない時はその額）調剤分は0円
R04.07.01～ 臼杵市（小中学生通院 500円/日 →通院自己負担分無償化へ）
R04.10.01～ 大分市（課税世帯の小中学生の通院助成拡大） 83448019（課税世帯）医療機関毎に1日500円/月4回まで（500円に満たない時はその額）調剤分は0円
別府市（課税世帯の小中学生の通院助成拡大） 公費番号新設 83448522（課税世帯）医療機関毎に1日500円/月4回まで（500円に満たない時はその額）調剤分は0円
玖珠町（83.44.747.4高校生が助成対象へ）自己負担なし
R05.04.01～ 佐伯市・杵築市・姫島村（高校生等が助成対象へ。佐伯市は就業者も対象）自己負担なし
R05.06.01～ 日出町（83.44.720.1高校生が助成対象へ）医療機関毎に1回500円/月4回まで（500円に満たない時はその額）入院・調剤分は0円
R05.10.01～ 国東市（高校生通院等が助成対象へ、就業者も対象）自己負担なし
R06.01.01～ 津久見市（高校生等が助成対象へ、就業者も対象）自己負担なし
R06.04.01～ 大分市・別府市・中津市・臼杵市・竹田市・豊後大野市・九重町（高校生等が助成対象へ、公費負担者番号については上記表のとおり）
大分市・別府市・中津市（医療機関毎に1日500円/月4回まで（500円に満たない時はその額）調剤分は0円、大分市・別府市は就業者も対象）
臼杵市・豊後大野市・九重町 自己負担なし（臼杵市は就業者も対象）、竹田市 自己負担なし（食事療養費も助成対象）
日田市・小中学生通院の助成対象が日田市内から大分県内医療機関へ拡大
R06.07.01～ 豊後高田市（未就学児・小中学生・高校生等）の食事療養費が助成対象へ